

学校法人 瓶井学園へご出願をお考えの社会人の皆様へ

2018年1月から支給率などが
拡充されました！

『専門実践教育訓練給付金制度』を活用して 資格取得を目指しましょう！

【専門実践教育訓練給付金とは？】

教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等（在職者）または一般被保険者等であった離職者が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講したときに、教育訓練にかかった経費（入学料や受講料など）の一部について、ハローワークから給付金の支給を受けられるという制度です。

1. 支給率

2017年度 **40%** → 2018年度生以降 **50%**

受講生が支払った教育訓練経費(入学金+授業料(+実習費))の**50%**
(資格取得等した場合、**追加で上記経費の20%** (合計**70%**))が
支給されます。

2. 上限額(年間)

2017年度 **32万円** → 2018年度生以降 **40万円**

支給の上限額は、年間40万円(資格取得等した場合、年間56万円)
となります。

【支給額の比較】

例：社会福祉士(通信)科一般課程(1年6か月)の場合・・・

入学金3万円・授業料26万円・実習費12万円 合計41万円 ※学費の分納は出来かねます。

※教育訓練経費とは、受講者が当校に対して支払った入学金、授業料、実習費の合計をいいます。

※受講開始日から6か月ごとの期間で支給額を決定します。以下の例では、6か月ごとの期間を第1期～第3期としています。

【2017年度生まで】

支給額=教育訓練経費×40%
支給の上限額=年間32万円※例では32万円以下
(資格取得等した場合支払った金額より+20%)

	教育訓練経費	支給額
第1期	15万7千円(入学金含む)	6万2千8百円
第2期	12万7千円	5万8百円
第3期	12万6千円	5万4百円
資格取得等した場合	—	8万2千円
合計	41万円	24万6千円 ※資格取得した場合

【2018年度生以降】

支給額=教育訓練経費×50%
支給の上限額=年間40万円※例では40万円以下
(資格取得等した場合支払った金額より+20%)

	教育訓練経費	支給額
第1期	15万7千円(入学金含む)	7万8千5百円
第2期	12万7千円	6万3千5百円
第3期	12万6千円	6万3千円
資格取得等した場合	—	8万2千円
合計	41万円	28万7千円 ※資格取得した場合

【対象学科とコース・課程】

*通学課程の学生は、45歳未満等の条件を満たす場合「教育訓練支援給付金」の支給を受けることができます。詳しくは裏面をご参照ください。

●日本理工情報専門学校

【昼間部通学(2年制)】
建築デザイン科 CAD・CGコース
自動車整備科
電気デジタル情報科 Bコース

【夜間部通学】
電気工事士科(1年制)
電気工学科(2年制)

●日本メディカル福祉専門学校

【通学系】
臨床工学科(3年制)
社会福祉士科 通学課程(1年制)
こども福祉学科(2年制)

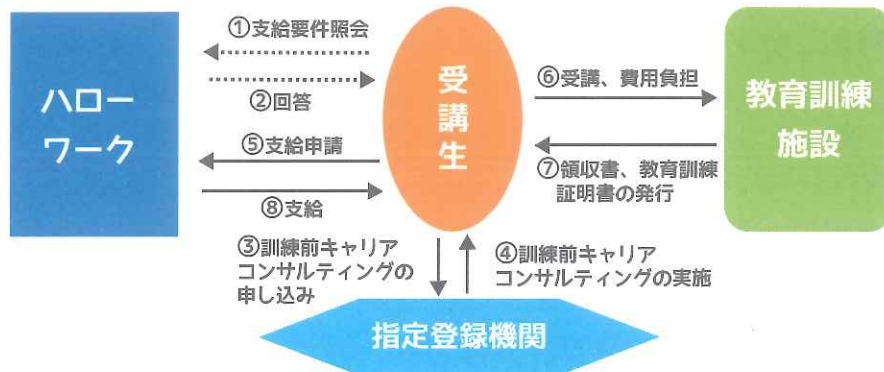
【通信系】
社会福祉士(通信)科 短期課程(9ヵ月)・一般課程(1年6ヵ月)
精神保健福祉士(通信)科 短期課程(9ヵ月)・一般課程(1年7ヶ月)
保育士科(3年制)



支給申請の前に「支給要件照会」を

支給申請に先立って、受講開始（予定）日現在での受給資格の有無や受講する訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうかなど、あらかじめ、ハローワークで支給要件を確認（支給要件照会）しましょう。

支給要件照会は、ハローワークや教育訓練施設で配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、運転免許証や住民票の写しなどの本人を確認できる書類とともに、ハローワークに提出（来所または郵送）して行います。電話による照会は、トラブルのもとになるおそれがあるため、受け付けていません。



参考：・ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

・政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201408/1.html>

教育訓練給付制度の申請～支給まで

◆ハローワークへの事前申請が必要です！ご注意ください！



通学課程の場合は受講開始日（4月1日）、通信課程の場合は教材発送日（原則4月1日）の1か月前までにハローワークで申請を完了する必要があります。

以下のチャートをご参照いただき、お手続きをお願いします。なお、社会福祉士国家試験合格後に精神保健福祉士（通信）科短期課程にご出願をお考えの方で、本制度のご利用を検討される場合は、合格発表前にはなりません。出願希望の学科で事前に申請を完了しておく必要があります。

専門実践教育訓練 支給までの流れ

①支給要件を確認

申請できる方：

支給要件期間が原則10年以上

（初めの場合は当分の間「2年以上」の方）

②事前申請等

受講開始日の1か月前まで

- ①訓練前キャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの交付
- ②受給資格確認票等の提出

③制度の確認

の給付金

専門実践教訓練給付金

- ・訓練費用の40%（年間32万円を上限とし、最長3年間まで）を給付(a)
※給付期間は、原則2年まで。資格につながる場合などは、最長3年まで。
- ・追加給付
訓練を修了し、資格取得等をし、修了から1年以内に就職に繋がった場合は、訓練費用の20%を追加給付(b)
※(a)と(b)の合計は、教育訓練経費の60%
（年額48万円、最大144万円）を上限とする。
- ・教育訓練支援給付金（通学課程対象）
原則として、離職する直前の6か月間に支払われた賃金額から基本手当（失業給付）の日額を算出し、その50%相当額を日額で支給されます。（上限があります）

④ご入学・受講中

当校より②で行われた事前申請の有無を確認します。

事前申請された方へは受講期間中にもハローワークへの申請が必要となりますので、当校より必要書類を送付します。卒業（修了）時にも申請が必要となりますので、同様に書類を送付します。各自で決められた期間にハローワークへ申請を行ってください。

⑤受講中ハローワークへ申請

⑥卒業（修了）時に申請

決められた期間に支給申請、卒業(修了)時にも支給申請が必要

⑦卒業（修了）

申請後、ハローワークより受講費用の一部が支給されます。